

# ○中札内村文化賞規程

平成18年5月31日教育委員会訓令第5号

(趣旨)

**第1条** この規程は、中札内村文化賞規則(昭和58年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授賞対象者)

**第2条** 規則第2条に規定する文化賞、文化奨励賞、ジュニア文化賞及びジュニア文化奨励賞の授賞対象者は、本村に在住する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は授賞対象者とする。

- (1) 本村の区域内の小学校、中学校及び高等学校に在籍する者
- (2) 本村に父母又は保護者等が在住している小学生、中学生、高校生及び大学生等
- (3) 本村に在住はしていないが、本村文化の振興、発展に著しい功績がある者

(授賞制限)

**第3条** 規則第2条により授賞した者は、再び規則第4条に規定する同部門の賞を授賞することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 団体に授賞した者が個人で授賞する場合、又は個人で授賞した者が団体に授賞する場合
- (2) ジュニア文化賞及びジュニア文化奨励賞を授賞する場合 (ただし、ジュニア文化奨励賞については、小学校低学年(1～3年)、小学校高学年(4～6年)、中学校の区分においてそれぞれ一度の授賞とする。)
- (3) 国際大会等に出場した場合

(表彰基準)

**第4条** 規則第2条に規定する「各種発表会等において得に優秀な成績」とは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文化賞及びジュニア文化賞
  - ア 全道大会優勝(最優秀賞、金賞等)の個人及び団体
  - イ 全国大会入賞(おおむね6位まで)の個人及び団体
  - ウ 国際大会に出場した個人及び団体
  - エ 上記に相当する価値があると認められる個人及び団体
- (2) 文化奨励賞及びジュニア文化奨励賞
  - ア 十勝大会優勝(最優秀賞、金賞等)の個人及び団体
  - イ 全道大会入賞(おおむね6位まで)の個人及び団体
  - ウ 上記に相当する価値があると認められる個人及び団体

(表彰候補者の推薦)

**第5条** ジュニア文化賞及びジュニア文化奨励賞の推薦は各学校長が推薦するものとする。ただし、学校長が把握していない事項については、この限りでない。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(中札内村文化賞規則施行細則の廃止)
- 2 中札内村文化賞規則施行細則は、廃止する。

## 附 則 (平成23年10月25日教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。